

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立浅川中学校
校長名 市場 陽 一 郎 公印

令和5年度教育課程について(届)

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましい体を主体的・創造的に育む。知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性の涵養について、バランスのよい育成を重点にすることで、自己実現及び社会の発展のために発揮できる生徒を育成する。

- ◎ 自ら学び考え行動する生徒
 - 豊かな心を持ち、思いやりのある生徒
 - 心身ともに健康で、たくましく生きる生徒
- なお、◎は、令和5年度の重点とする。

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「自ら学び考え行動する生徒」を育てるために、確かな学力の育成を図る。

- ① 個に応じた指導の実現に向けて、指導と評価の一体化を促進し、生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識及び、技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等や主体的に取り組む態度を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成する。
- ② 教員の授業力を向上させるために、校内研究・研修を行い、指導法の研究や生徒の基礎学力の定着に向けた取組を行う。
- ③ 家庭との連携を図りながら、学習の基盤をつくる活動を充実させ、生徒の主体的に学習に取り組む態度を養う。

イ 「豊かな心を持ち、思いやりのある生徒」を育成するために、生徒の発達段階に応じた課題を踏まえ、多様な能力・適正、興味・関心、性格等に応じ、発達を支援する。

- ① 人権尊重の精神に基づき、いじめなどの偏見や差別を解消する指導体制を充実させ、生徒一人ひとりの個性を大切にする生活指導を徹底する。また、生徒が他者と共生しながら自己実現を図る学級経営を推進する。
- ② 生徒の不安など、心の悩みの解決や不登校生徒への支援をする。また、生徒理解に基づいた対話的な生活指導の充実を図る。そのために、学校サポーターを活用した別室登校等の教育相談体制を一層強化する。
- ③ 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動する自立した人間を育成するため、道德教育の向上心を充実させる。

ウ 「心身ともに健康で、たくましく生きる生徒」を育てるために、体育・食育を推進する。

- ① 生徒が健康で安全な生活を送るため、体力向上全体計画を推進するとともに、安全教育の一層の充実をさせる。
- ② 食に関する健康教育を充実させるため、全体計画及び年間指導計画に基づき、食育通信を意図的・計画的に実施する。

エ 小中一貫教育を協力・連携のもと推進し、9年間を通して「自ら学び、高め合い、実践できる」児童・生徒を育てるために、学習面及び生活面等の指導の円滑な接続を図る。

2 指導の重点

(1) 各教科等

ア 各教科

- ① 「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、発表会やプレゼンテーション等を取り入れたグループでの学習活動を通して言語活動を充実させる。
- ② GIGA スクール構想の下、1人1台の学習用端末を活用し、個別最適な学び、協同的な学びを工夫する。同時に1人1台の学習用端末のJamboardを活用した能動的な「学び合う授業づくり」に取り組み、学習意欲の向上、学力の向上をめざす。
- ③ 八王子市学力定着度調査等の結果を踏まえ、授業で行った小テストの再テストや補習学習を行い、基礎基本の定着を図る。
- ④ 体育科や体育的行事・体力向上委員会が中心となり、生徒の体力・運動能力、生活・運動習慣等調査結果を基に、投げる力や柔軟性、跳躍力の強化を体育の授業や部活動、体育的行事で取り組み、体力の向上を図る。

イ 総合的な学習の時間

- ① 日本遺産高尾山を中心とした郷土学習を、教科を横断して行い、探究し、発信し、受け継ぐ活動をSDGsやキャリア教育と関連付けて行う。
- ② 学校林にかかわる体験的・問題解決的な学習を実施する時間として、学校林や初沢川を活用し、外部人材が関わり、異校種等と連携した独自の環境教育を組織的・計画的・継続的に実施する。小中学校の環境教育を円滑に実施するため、学校林「栗山」での体験的学習において浅川小学校と連携し、9年間で一貫した指導を行う。また、外部人材を活用した学習や学校林の植物食べる体験、シタケを栽培し食べる体験等、本校の教育財産を有効に活用して食育を推進する。
- ③ 生徒の表現に関する技能を高めるため、自ら課題を設定し、計画を立て、調べた内容を整理し、発表する場面を意図的・計画的に設定し、言語活動の充実を図る。

ウ 特別活動

- ① 「学び合う学級づくり」を通し、コミュニケーション能力を高めいじめや暴力、偏見など、学校や学級の諸問題について自主的に話し合い問題解決できるよう集団作りを行う。
- ② 「福島移動教室」と「京都・奈良修学旅行」を通して、学ぶことに興味や関心をもち、主体的な学びの基盤となる学びに向かう力と人間性を高める。
- ③ 生徒会活動や学級の係活動等で望ましい人間関係を形成し、「浅川中展示会」等を生徒会が主催し、生徒が集団の一員としての自己有用感をもてるように指導をする。
- ④ あいさつ運動やノーチャイムの取組、学校運営協議会、青少年対策浅川地区委員会との関わり等を通して、生徒会活動を活性化し、生徒の自主性を高め、自治力を向上する。

(2) 特別の教科 道徳を要とする道徳教育

ア 自他の生命を尊重し、他を思いやる心を育てるとともに、自らよりよい生き方を考え、共に学び積極的に社会に貢献する態度を養うを基にして、学校の全教育活動を通し計画的に実践する。「考える道徳」「議論する道徳」の充実を図り、各教科等で行う学習や旅行・集団宿泊的行事やボランティア体験活動、日本遺産高尾山学習、学校林での体験活動との関連において、生徒の道徳的心情や実践力の補充、深化を図る。

イ 生徒が安心して生活できる学級づくりを目指し、互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識が持てるよう、年間指導計画に従い主たる教材である教科書及び、東京都道徳教育教材集「心みつめて」の意図的・計画的な活用や外部人材の活用、家庭や地域への啓発活動で心の教育の一層の充実を図る。

ウ 全教員がローテーション方式で授業を行う。そして、道徳科の評価を通して、全教員が生徒の成長を認め、励ます。

(3) キャリア教育

ア 自信と希望をもって社会に関わっていくことができる生徒を育成するため、はちおうじっ子キャリア・パスポートを作成し、継続して効果的活用を図る。また、小学校と連携し、発達段階に応じた9年間の継続した「自分のよさ探しの学習」「生き方学習」ため、職場体験等を創意工夫し実施する。

(4) 特別支援教育

- ア 学校サポーターを活用し、生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応し、心の教室を活用した別室登校等で生活や学習上の困難を改善していく。
- イ 八王子西特別支援学校の生徒の作品を「浅川中展示会」に出品して、お互いの作品を鑑賞する。

(5) 生活指導

ア 生活指導

- ① ノーチャイムの取組やあいさつの励行、ボランティア活動への取組を通して、自ら考え、行動し、社会の一員としての自覚をもった規範意識を育成する。

イ いじめ防止等の取組

- ① 毎週1時間確保のいじめ対応のため(生徒理解)の時間に「いじめ対策・特別支援校内委員会」を設け、生徒の些細な変化を学校全体で共有し、対応していく。
- ② いじめを許さないまち八王子条例の趣旨を踏まえた学校いじめ防止基本方針の下、月1回いじめアンケートの取組を継続し、学校いじめ対策委員会を中心にいじめの未然防止、早期発見・早期解決に努める。
- ③ 「八王子市いのちの大切さを共に考える日」に関わる講演会を企画し、1学期中に実施する。赤ちゃんふれあい事業を通して「生と死の教育」を推進する。
- ④ 情報機器を媒体とした犯罪の被害者や加害者にならないため、生徒が主体的に策定した「SNS浅川中ルール」と「SNSでのいじめ動画」を軸に、学校では、各教科やセーフティ教室で、家庭では「SNS家庭ルール」づくりで情報モラル教育の充実を図る。

ウ 不登校生徒への支援等

- ① 支援が必要な生徒には特別支援校内委員会とスクールカウンセラーやサポートチームが組織的で迅速な対応が図れるようにする。不登校についても、毎週で校内委員会を開き、個別対応を協議する。加えて、個々の生徒へ指導をよりきめ細かく組織的にできるよう、個票システムによる情報の共有化を一層すすめる、カリキュラム連携を図る。

(6) 特色ある教育活動

ア 義務教育9年間を見通した小中一貫教育の取組(浅川中学校グループ)

- ① 9年間を通して「自ら学び、高め合い、実践できる」児童・生徒を育てるために、中学校での体験授業、部活動体験、中学校音楽祭りハーサルの小学生見学、生徒会参加の小中合同あいさつ運動を連携して実施する。
- ② 「学力定着プロジェクトチーム」を設置し、小中合同の授業研究と研修会を行い、9年間を見通した指導体制を確立する。また、中学校での体験授業等を実施し、学習面及び生活面における円滑な中学校生活への接続の対応と教科指導に関する連携を図る。
- ③ 学期1回の小中合同の授業研究と研修会を行い、児童・生徒についての諸情報をグループで共有し、共通理解を深める。

イ 学力向上の取組

- ① 習得目標問題の確実な定着に向け、八王子市学力定着度調査や学習アプリケーション等活用し、全ての生徒が習得目標問題を解けるよう取り組む。
- ② 学習用端末を活用し、学校と家庭が連携して、家庭学習の充実による自学自習の態度を育む。
- ③ 学び合う授業により学習意欲を高め、より深い学びにつなげ、学力の向上を目指す。

ウ その他

- ① 義務教育9年間を見通したICT活用に関する資質・能力の育成について、グループで各学年における習得スキルを目標を定め、身に付けさせる。
- ② 保護者・地域に公開するために、学校公開や体育祭、保護者会等のオンライン配信を行う。
- ③ ICT活用のための校内研修を行う。教科部会等での研修、研究授業を行う。
- ④ GIGA スクール構想推進、非常事態での学習保障に向けて、様々な場面での学習用端末、オンライン活用を意図的に行う。

第2の4表の1

学校名 八王子市立浅川中学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	17	21	23	13	4	20	21	20	17	17	20	16	209
2	18	21	23	13	4	20	21	20	17	17	20	16	210
3	18	21	23	13	4	20	21	20	17	17	20	13	207
備 備	第1学期始業式を、4月5日に実施し春季休業日を短縮する。 4月…4月6日入学式のため、第1学年授業日数1日減 3月…3月19日卒業式のため、第3学年授業日数3日減 土曜授業…5月13日、6月17日、2月10日												

(2) 各教科等の年間授業時数配当表

区 分		学 年	1	2	3					
各 教 科	国	語	140(1)	140(1)	105(1)					
	社	会	105	105	140					
	数	学	140	105	140					
	理	科	105	140	140					
	音	楽	45	35	35					
	美	術	45	35	35					
	保	健	体	育	105	105	105			
	技	術	・	家	庭	70	70	35		
	外	国	語	(英	語)	140	140	140
	小	計		895	875	875				
特別の教科 道徳			35	35	35					
総合的な学習の時間			50(3)	70(7)	70(16)					
特別活動(学級活動)			35	35	35					
総 計			1015(5)	1015(7)	1015(18)					

備 考

ア その他の授業時数

区分 \ 学年	1	2	3
生徒会活動	5	5	5
学校行事	41	51.1	49.2
学級・学年の裁量の時間	2.7	2.7	2.7

イ 1 単位時間

授業の1単位時間は、50分とする。

ウ 授業時数の確保に関する手だて

第1学年…火曜日 8:30～8:40 年間8.2時間

第2学年…水曜日 8:30～8:40 年間8.2時間

第3学年…木曜日 8:30～8:40 年間8.2時間

エ 長期休業中に位置付ける学習内容

総合的な学習の時間

第1学年…郷土学習「日本遺産 高尾山学習【探す】」の調査活動2時間

進路学習「職業調べ」の調査活動1時間

第2学年…郷土学習「日本遺産 高尾山学習【究める】」の調査活動5時間

進路学習「上級学校調べ」の調査活動2時間

第3学年…郷土学習「日本遺産 高尾山学習【発信する】」の調査活動10時間

進路学習「上級学校訪問」の調査活動6時間

国語

全学年…東京都中学校書き初め紙上展に向けて1時間

オ 授業時数に位置付けない教育活動

朝読書の時間を毎朝10分間実施する。

カ その他

保健体育科の武道については、全学年柔道を8時間ずつ実施する。